

## 違反対象物一覧表

No. 1

平成30年12月14日現在

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容			公表日	管轄消防署
		公表該当違反事項	根拠法令等の条項	違反の部分等		
有限会社 キク	肝属郡肝付町新富 15番地2	屋内消火栓設備の未設置	消防法第17条第1項	2階	平成30年12月14日	東部消防署

※ 本公表は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置が是正されていない場合に実施するものであり、公表事実以外の消防関係法令違反を併存している防火対象物もあります。